

指定植物選定作業要領

平成 27 年 8 月

環境省自然環境局国立公園課

はじめに

本指定植物選定作業要領は、「指定植物の選定方針（平成 27 年 8 月策定）」に基づく選定を行う際の「指定植物リスト（案）」の作成作業の要領を定めたものである。作業の進め方や補足、注意点等について記載している。指定植物の選定・指定にあたっては、この要領に従うものとする。

本要領では、Ⅰにおいて選定作業の手順等を、Ⅱにおいて「指定植物選定方針」に記載された「選定範囲」及び「選定基準」の解説を示す。

目 次

I	選定作業について	1
1.	地方環境事務所等における作業	1
2.	本省における作業	4
3.	その他	4
II	選定範囲、選定基準についての解説	6
1.	選定範囲について	6
2.	選定基準について	7

別紙1 指定植物リスト（案）の様式及び記入方法について

I. 選定作業について

選定作業の手順等は原則として以下のとおりとする。

1. 地方環境事務所等における作業

(1) 検討会、ヒアリング等の実施

指定植物の選定にあたっては、当該公園の植物の生育状況に詳しい有識者等からなる検討会の設置・開催、又はヒアリング等の実施により、以下の作業についての助言を得る。

(2) 当該公園に生育する可能性がある植物のリストの作成

1) 資料・情報の収集

まず、当該公園の植物に関する文献を収集する。収集する文献としては、地域の植物誌や植物目録、関係都道府県・市町村のレッドデータブック等が挙げられる。加えて、有識者へのヒアリングや検討会を通じ、有識者等が把握する当該公園内の植物の生育状況等の情報を収集する。

なお、特に生育状況が不明な種等については、可能であれば現地調査を実施することが望ましい。

2) 当該公園に生育する可能性がある植物のリストの作成

指定植物選定のための基礎資料として、上述の資料・情報をもとに、当該公園に生育する可能性がある植物のリストを作成する。当該公園が複数の地域に分かれる場合は、その地域ごとに生育する可能性がある植物のリストを作成してもよいものとする。

ただし、資料が不足しており、そのようなリストを作成することが困難な場合は、現行の指定植物リストをもとに、環境省、都道府県のレッドリスト、レッドデータブックの掲載種等を選定基準に沿って追加し、専門家による意見等によりさらに追加すべき種を検討する等の方法をとることもやむを得ないものとする。

なお、上述の原則にかかわらず、「選定範囲」に示すように、指定植物の選定範囲は原則として維管束植物としており、維管束植物以外の分類群については生育状況等にかかる情報が少ないこと等が見込まれるため、必ずしも当該公園に生育する可能性があるリストの作成を想定していない。

(3) 指定植物リスト(案)の作成

当該公園に生育する可能性がある植物のリスト等に掲載した種(種、亜種、変種、品種、雑種を含む、以下同)について、現行の指定植物と照合しつつ「指定植物の選定方針」の選定範囲と選定基準を用いて選定し、指定植物リスト(案)及び関連する資料を作成する。

1) 選定の対象外とする種の除外

以下のいずれかに該当する種が(2)で作成した「当該公園に生育する可能性がある植物のリスト」に含まれている場合は、選定の対象外とする。

- ・外来種(国内外来種を含む)
- ・栽培・植栽種
- ・当該公園内に生育する可能性がきわめて低いと考えられる種(誤記録、誤認等)
- ・明らかに特別地域内に生育しないと考えられる種

ただし、第1種、第2種又は第3種特別地域に生育する記録が確認できない種であっても、特別保護地区又は普通地域における生育状況等から、生育する可能性が高いと判断される種については選定作業の対象から除外しない。

また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)に基づき国内希少野生動植物種に指定されている種については、既に同法により採取等が禁止されているため、選定作業の対象外とする。

2) 選定範囲に該当する種の判定

選定の対象とする種ごとに、選定範囲に含まれるかどうかを判断する(後掲「IIの1. 選定範囲について」を参照)。

以下に該当する種は原則として選定範囲に含まれないが、必要に応じて選定作業の対象としてよい。このため、各公園における必要性を種ごとに具体的に考慮して、選定作業の対象とするかを判断する。

- ・維管束植物以外の分類群
- ・木本のうち、小高木(亜高木ともいう)、高木
- ・品種、雑種

3) 選定基準に該当する種の抽出

2)で判定した選定範囲に該当する種について、種ごとに選定基準①～⑧のそれぞれに該当するかどうかを判断し(後掲「IIの2. 選定基準について」を参照)、その結果をとりまとめる。その際、種ごとに該当する選定基準を明らかにする(別紙1「指定植物リスト(案)の様式及び記入について」を参照)。

なお、既に指定植物に指定されている種についても、当時の選定理由(番号、記号)を確認した上で、「指定植物の選定方針」に示された新たな選定基準①～⑧への該当の有無について改めて判断する。

4) 選定基準には該当するが、指定植物に選定しない種の除外

原則として、選定基準①～⑧のいずれかに該当する植物は指定植物として選定することとするが、特別な理由があるときは、指定植物に選定しないことができる。特別な理由とは、例えば、以下のような場合が考えられる。

- ・慣習的に採取されている山菜や、文化・風習上の利用がある植物
- ・顕微鏡等を使用しなければ同定が困難な種や、指定植物に選定されない種と近縁であり形態上の区別が困難な種
- ・個体数が多く、かつ、採取の対象となりにくい種 等

5) 公園内の区域ごとの指定植物の選定について

指定植物は原則として公園単位で選定する。ただし、島嶼と本州等にまたがる公園において、特に詳細な区分けが必要であることが明らかな場合には、その区域のみを対象とした指定植物を選定する。この場合、各選定基準に該当するかの判断は当該区域ごとに行うこととする。

(4) 関係機関、地元関係者等への確認、調整

上記(3)の作業にあたっては、必要に応じて適切な段階で関係機関、地元関係者等への確認、調整を行う。

(5) 作業結果のとりまとめ

これらの作業の結果を整理し、「指定植物リスト(案)」及び関連する資料としてとりまとめる。

● とりまとめる資料

- ・指定植物リスト(案)
- ・指定植物の新規指定又は見直しの背景・経緯、選定作業の概要
- ・当該公園に生育する可能性がある植物のリスト[※]
- ・現行の指定植物リストからの変更点
(削除、新規追加、分類学的な変更等について示す)
- ・選定基準①～⑧のいずれかに該当する植物のうち、特別な理由により指定植物に選定しない種とその理由

※当該公園に生育する可能性がある植物のリストの作成が困難であり、現行の指定植物リストをもとに、環境省、都道府県のレッドリスト、レッドデータブックの掲載種等を選定基準に沿って追加し、専門家による意見等によりさらに追加すべき種を検討する等の方法をとった場合は、そのリストをとりまとめる。

● 指定植物リスト（案）に掲載する科名、種名の表記について

指定植物リスト（案）に掲載する科名、種名（和名、学名）の順番、表記については、原則としてグリーンリスト[※]（Ito, M. et al. 2015. Green List ver. b2.3 ; Ito, M. et al. 2015. GymGlist ver. b2 ; Ebihara, A. et al. Ferns Green List ver. b2）に従うものとする。このため、適切な段階でグリーンリストとの整合を図る。なお、グリーンリストでは科の中の種の配列は学名のアルファベット順となっている。「選定範囲」に示すように、対象とする分類単位は、原則として種、亜種又は変種とし、品種及び雑種は各公園において指定する必要がある場合に扱うこととするとしている。各公園において、グリーンリストと異なる分類上の見解を用いなければ特定できない種、亜種、変種、品種、雑種がある場合は、異なる分類上の見解による種名、亜種名、変種名、品種、雑種（和名、学名）を用いることをやむを得ないこととする。その場合には、それらを引用した文献等を明記する。

維管束植物以外の分類群の科名、種名（和名、学名）についても、それらを引用した文献等を明記する。なお、環境省レッドリスト（植物Ⅱ）に掲載されている種については、環境省レッドリストの科名、種名に従うことを基本とする。

指定植物リスト（案）の様式及び記入方法については別紙1を参照のこと。

2. 本省における作業

「1. 地方環境事務所等における作業」に基づき作成した指定植物リスト（案）について、地方環境事務所等から提出を受け、地方環境事務所等と必要な調整を行う。その後パブリックコメントを実施し、寄せられた意見を踏まえ必要に応じ修正を行い、農林水産省との連絡調整（パブリックコメント前に事前調整・必要に応じて協議及びパブリックコメント後に再調整）を行った上で、指定植物リストを決定する。決定した指定植物リストに基づき告示原稿を作成し、告示する。

3. その他

指定植物の指定後も検討会委員との情報共有体制を継続して維持するとともに、種の保存法の規定により委嘱された希少野生動植物種保存推進員（植物分野）等地域の専門家との連携も検討する。また、特に重要な種については、自然保護官及び自然保護官補佐が定期的に巡視を行い状況の把握に努める。

※グリーンリストとは、日本植物分類学会データベース委員会及び絶滅危惧植物第一委員会の有志が作成した日本の維管束植物の網羅的リストのこと。以下の日本植物分類学会ウェブページより入手可能。

<http://foj.c.u-tokyo.ac.jp/gl/index.html>

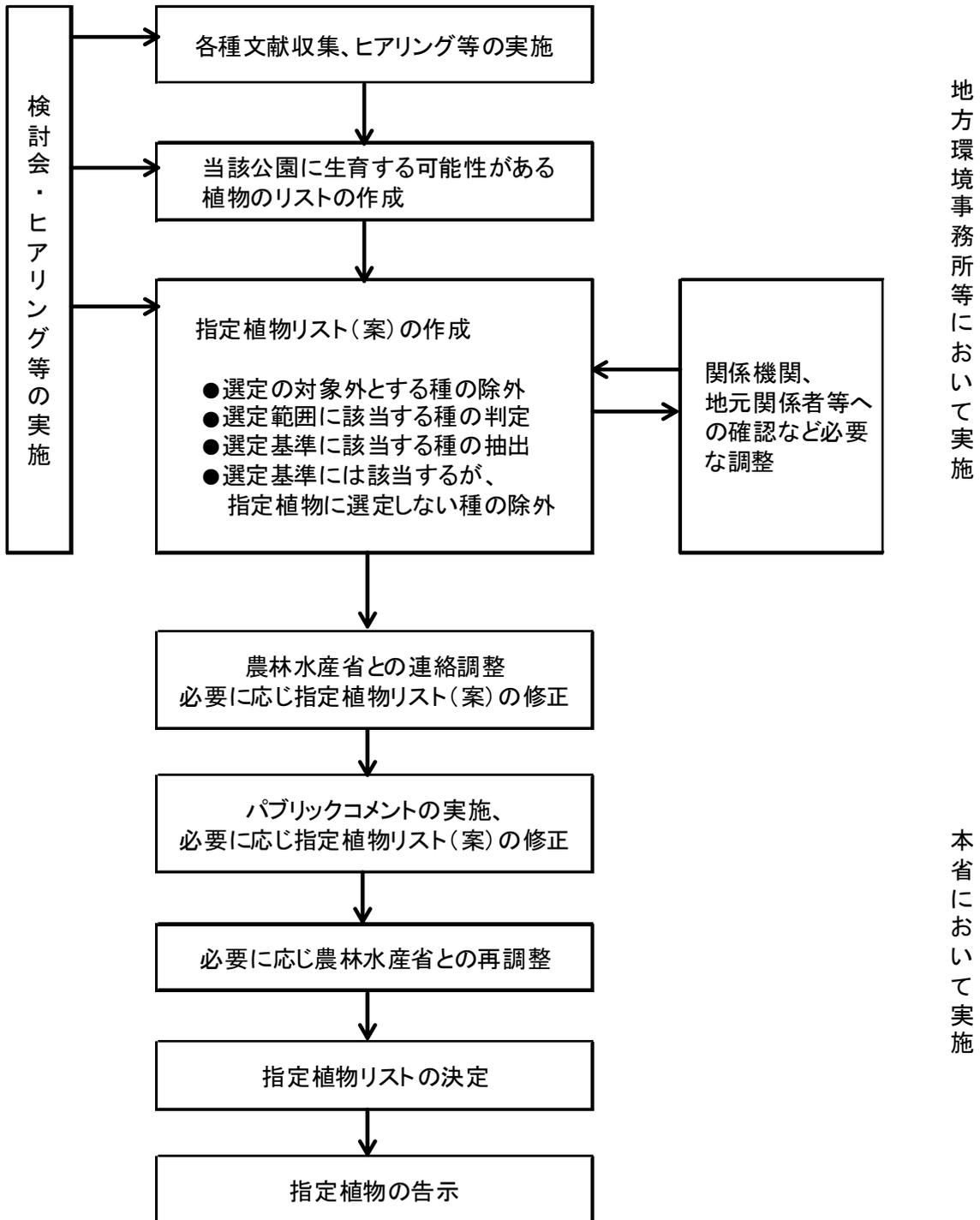


図 作業フロー

Ⅱ 選定範囲、選定基準についての解説

以下において、枠内は「指定植物の選定方針」の抜粋であり、その後に補足や注意点を記載している。

1. 選定範囲について

指定植物の選定範囲

指定植物の選定範囲は、原則として維管束植物とし、草本及び低木である種とする。

ただし、木本のうち高木、小高木である種及び維管束植物以外の分類群であって、風致の維持上又は生物多様性の保全上重要であり、かつ、採取・損傷により風致の維持や生物多様性の保全に著しい影響を与えるおそれのある種については、各公園で必要に応じて選定の対象とする。

選定における分類単位は、原則として種、亜種又は変種とし、品種及び雑種は各公園において指定する必要がある場合に扱うこととする。

① 維管束植物以外の分類群の扱いについて

指定植物の選定範囲は、原則として維管束植物とする。

蘚苔類等の維管束植物以外の分類群については従来通りの扱いとし、風致の維持上又は生物多様性の保全上重要であり、かつ、採取・損傷により風致の維持や生物多様性の保全に著しい影響を与えるおそれのある種がある場合に、各公園で必要に応じて選定の対象にできるものとするが、当該分類群の取扱いについては、「指定植物の選定方針」策定後も引き続き、自然環境局国立公園課で関係情報を取りまとめ検討を行うものとする。

② 木本の扱いについて

指定植物の選定範囲は、原則として草本及び低木である種とする。

低木、小高木、高木の区分については、図鑑などの記載を参考にする。例えば、図鑑などには常緑低木、落葉低木、常緑小高木、落葉小高木、常緑高木、落葉高木などと記載されている。

木本のうち高木、小高木である種については、風致の維持上または生物多様性の保全上重要であり、かつ、損傷により風致の維持に著しい影響を与えるおそれのある種がある場合に、各公園で必要に応じて選定の対象とする。種によらず木竹の伐採は別途規制されているが、低木である種を選定範囲としているのは、低木はその高さから小高木、高木に比べ損傷の対象となりやすいと考えられることによる。

③ 分類単位について

分類単位は、原則として種、亜種又は変種とし、品種及び雑種は各公園において選定する必要がある場合に扱うこととする。ミズゴケ属のみは、例外的に従来から属名で選定されており、今後も選定する場合は「ミズゴケ属 *Sphagnum*」として選定することができるものとする。

2. 選定基準について

指定植物は、以下の①から⑧のいずれかの選定基準を満たし、風致の維持上又は生物多様性の保全上、その採取・損傷について規制する必要がある種*とする。

*原則として種、亜種又は変種を含み、品種、雑種は選定する必要がある場合に含むものとする。「指定植物の選定範囲」参照。以下同

木本のうち高木、小高木である種及び維管束植物以外の分類群、また、品種、雑種を必要に応じて選定する際にも、以下の①～⑧のいずれかの選定基準を満たすものとする。

①分布の特殊性を有する種

①分布の特殊性を有する種

a 分布の範囲が当該国立公園、国定公園及びその周辺に限定されている種

対象種の分布状況や対象種を含む植生分布、分布地域の地形・地質・地史等の観点から、当該公園及びその周辺に分布が限定されているかどうかを総合的に判断する。

例えば、富士箱根伊豆国立公園の場合、フォッサマグナ要素の種が本基準に該当するが、そのうちサンショウバラ、ハコネシロカネソウのように局所的に分布する種は選定し、フジアザミのように中部山岳国立公園、上信越高原国立公園、南アルプス国立公園まで広く分布している種は選定しないことが考えられる。

①分布の特殊性を有する種

b 隔離分布を呈する種

国内において2ヵ所以上の地域に飛び離れて分布する種とし、例えば以下が挙げられる。

イトキンポウゲ	北海道（空沼）、本州（日光、尾瀬、野反湖）
ツクモグサ	北海道、本州（白馬岳、八ヶ岳）
ホザキシモツケ	北海道、本州（岩手、長野、栃木）
アイズシモツケ	北海道、本州（中部地方以北）、九州（熊本県）
カラフトモメンヅル	北海道（東部）、本州（日光千手ヶ浜）
ミヤマスカシユリ	本州（埼玉、茨城、岩手）

①分布の特殊性を有する種

- c 当該国立公園、国定公園が国内における分布の東西南北の限界（もしくはそれに近い地域）となっている種

例えば、富士箱根伊豆国立公園の場合、イワユキノシタ（東限）、シコクスミレ（東限）、屋久島国立公園の場合、チャボイナモリ（北限）、スギラン（南限）等が挙げられる。

②絶滅危惧種及び希少種

②絶滅危惧種及び希少種

- a 環境省レッドリストの絶滅危惧種
絶滅危惧Ⅰ類（CR、EN）、Ⅱ類（VU）の種

環境省レッドリストの植物Ⅰ（維管束植物）に、絶滅危惧Ⅰ類（CR、EN）、Ⅱ類（VU）として掲載されている種を選定する。

②絶滅危惧種及び希少種

- b 地域的に特に個体数が少ない種

都道府県レッドリスト、レッドデータブックにおいて絶滅危惧Ⅰ類（CR、EN）相当のうち当該公園においても個体数が少ない種を選定する。

ただし、複数の都道府県にまたがる公園において各都道府県レッドリストの категория（ランク）が異なる場合には、その種を選定するか否かを個別に判断してよい。

都道府県レッドリスト、レッドデータブックにおいて絶滅危惧Ⅰ類（CR、EN）相当以外の種、市町村レッドリスト、レッドデータブックに掲載されている種及びいづれにも掲載されていないが個体数が少ないと判断される種についても、各公園において必要に応じ選定する。

注）高木、小高木の場合は、選定基準②「絶滅危惧種及び希少種」への該当だけでは選定せず、損傷（伐採は別途規制されている）により風致の維持に著しい影響を与えるおそれのある種かどうかを含めて検討する。例えば、ツツジ類のように花がまとまって一斉に咲き「⑥季観を構成する特徴的な種」に該当するなど、他の基準にも該当し、損傷により風致の維持に著しい影響を与えるおそれのある種であれば選定する。

③希少な動物の生息に必要な種

③希少な動物の生息に必要な種

希少な動物（高山蝶等）の生息域にあつて、当該動物と密接な種間関係（食草等）にある種

例えば高山蝶と食草との関係など、当該公園における希少な動物と密接な種間関係にある種のうち、代表的な種を対象として選定を行う。ここで言う密接な種間関係とは、ギフチョウ類とカンアオイ類のように、食草となっている植物が減少することによって、その動物の生息が直接的に脅かされる場合などを指すものとする。

④特殊な栄養摂取を行う種

④特殊な栄養摂取を行う種

- a 食虫植物
- b 腐生植物（菌従属栄養植物）
- c 寄生植物

特殊な生態を有する種の保全は、きわめて生物多様性の保全上重要であると考えられることから、以下のa～cに該当する種を選定する。

a 食虫植物

本基準では、昆虫を捕らえて消化・吸収し、それを養分の一部とする植物を選定する。

例：モウセンゴケ、ムラサキミミカキグサ等

b 腐生植物（菌従属栄養植物）

本基準では、クロロフィルを持たず生きるために必要な栄養を菌類に依存する植物を選定する。

例：ギンリョウソウ、シヤクジョウソウ、ウスギムヨウラン等

c 寄生植物

本基準では、寄生植物のうち、クロロフィルを持たず全寄生を行う植物を選定する。

例：ナンバンギセル、ミヤマツチトリモチ、ヤッコソウ等

⑤ 特殊な条件の立地に生育する種

⑤ 特殊な条件の立地に生育する種

以下のいずれか又は複数を主要な生育地とする種

a 火山

スコリアを主とする崩壊斜面、溶岩地等の不安定な立地において、移動砂礫、降灰、噴出ガス、地熱、温泉などの複合された環境に耐性を持つ植物が生育する。

b 岩壁、岩隙地

岩隙に堆積したわずかな土壌と上方から流下する雨水に含まれる養分等により生育する。

c 特殊岩石地

石灰岩地、超塩基性岩地（かんらん岩地・蛇紋岩地等）は土壌層の発達が悪いため、母岩の含有成分による化学的条件の影響を受けやすく、生理・生態的に適応した植物が生育する。

d 崩壊性砂礫地

高山帯の荒原や雪崩による崩壊斜面等、風化した岩屑の多い不安定な立地に適応した植物が生育する。

e 雪崩斜面

融雪によって不安定で湿潤な環境となった雪崩斜面に、雪圧に抵抗力がある木本や高茎草本が生育する。

f 海岸断崖、砂丘

海からの強風、海水のしぶき、波浪等の影響を受けるため、発達した根系とクチクラ層で覆われ肥厚した茎葉をそなえた、耐塩・耐乾構造をもつ特殊な植物が生育する。

g 風衝地

風衝地は植物の蒸散作用に著しい影響を与えるため、蒸散を防ぐ巻き込んだ葉を持つ矮性常緑低木や低茎草本といった、乾燥と風圧に適応した形態をもつ植物が生育する。

h 風穴

一年を通し洞窟内から流出する冷気によって、高地性の植物が生育する。

i 雪田

多量の積雪が夏季遅くまで残る雪田地帯では、短い生育期間に適応した植物が生育する。比較的早く融雪する立地では乾燥に耐える矮性常緑低木、融雪後も湿潤な立地では低茎草本、極めて生育期間が限られ土壌が未発達な雪田底の砂礫地では蘚苔類やごく低茎の草本が特徴的に見られる。

j 高層湿原、中間湿原、湧水湿地

土壌は常に水によって飽和され、酸素の供給が少ないため、樹木の侵入は限られ、湿原に特有な草本植物が生育する。高層湿原や中間湿原は泥炭が発達し酸性土壌であり、周辺部からの無機塩類の流入が少なく貧養である。湧水湿地は不透水層の上を流れる湧水によって涵養され、貧養で粘土質又は砂礫質の土壌となる。それぞれに特有な植物が生育する。

k 池塘、流水縁

亜高山の高層湿原、中間湿原や、雪田周辺の凹地に形成される池塘は、雨水や湿原から浸出した水によって涵養され、酸性で低温・貧養な水質に特有な浮葉性の水草が生育する。一方、湿原の中を流れる川は低温であるが酸素と無機塩類に恵まれ、水中には流水に適応した沈水性の水草が、水辺には湿潤環境に適応した特徴的な植物が生育する。

l 塩沼地

泥湿地において、定期的な海水の干満を受ける場所に生育する植物は、海水の浸漬に耐えられる少数の塩生植物が生育する。

m 減水裸地（水位低下により一時的に生じる湿った裸地）

湖沼や河川等の水際で、水位が低下することにより季節的に裸地となる場所であり、減水期を待って発芽、開花する植物が見られる。

n 溪岸

河川周辺のうち、上流の狭い谷底や斜面では水流の影響が絶えず加わり、増水や転石があり、大雨で溪岸が崩れる、流されるなどの攪乱が起きる。溪岸は、過湿な環境となり、そのような環境を生育適地とする種々の蘚苔類、草本、低木が生育するほか、水流に適応し、特化した形態をもつ植物が見られる。

o 雲霧帯

小笠原諸島や南西諸島の一部の島ではほぼ常時雲や霧に覆われる場所が見られる。空中湿度が高いことから、蘚苔類やシダ、ランなどの着生植物が生育する。

p 樹幹、樹上

樹幹や枝などに着生する植物が生育する。

a ~ p のいずれか、又は複数を主要な生育地とする種を選定する。
以下に例を示す。

a 火山

例：ダイセツヒナオトギリ、ミズスギ、ヤマタヌキラン、シマタヌキラン等

b 岩壁、岩隙地

例：イワタバコ、コウシンソウ、ウチョウラン、イワキンバイ、イワヒバ等

- c 特殊岩石地
例：ハヤチネウスユキソウ、ホソバヒナウスユキソウ、イチョウシダ、イナトウヒレン、グミモドキ等
- d 崩壊性砂礫地
例：コマクサ、タカネスミレ、オンタデ、ヒメアカバナ、ウルップソウ、フジアザミ等
- e 雪崩斜面
例：ホソバトリカブト、ミヤマオダマキ、ミヤマキンポウゲ、ミヤマアシボソスゲ等
- f 海岸断崖、砂丘
例：ハマウツボ、イソギク、イズアサツキ、オニシバ等
- g 風衝地
例：ツクモグサ、チョウノスケソウ、オヤマノエンドウ、ミネズオウ、ハコネコメツツジ、ガンコウラン等
- h 風穴
例：低標高地域の風穴及びその周辺において、本来は高山・亜高山帯に生育するようなオオタカネバラ、コケモモ、ウサギシダ等が見られる等
- i 雪田
例：チングルマ、エゾコザクラ、アオノツガザクラ、ヒメウメバチソウ、イワイチョウ、キンスゲ等
- j 高層湿原、中間湿原、湧水湿地
例：ワタスゲ、サギスゲ、ツルコケモモ、トキソウ、シラタマホシクサ等
- k 池塘、流水縁
例：オゼコウホネ、ヒツジグサ、ウキミクリ、スギナモ、ミズバショウ、リュウキンカ等
- l 塩沼地
例：アッケシソウ、ホソバハマアカザ、ハママツナ、フクド、ウラギク等
- m 減水裸地（水位低下により一時的に生じる湿った裸地）
例：アズマツメクサ、ニッポンイヌノヒゲ、アオテンツキ等

n 溪岸

例：サツキ、キシツツジ、ホソバハグマ、ヒメレンゲ、ホングウシダ等

o 雲霧帯

例：ナンカクラン、ヒモスギラン、オオゴカヨウオウレン、マツゲカヤラン、
アクシバモドキ等

p 樹幹、樹上

例：セッコク、フウラン、オサラン、ヤシヤビシヤク、アオベンケイ等

⑥季観を構成する特徴的な種

⑥季観を構成する特徴的な種

季節的な変化を見せる植物群落の構成種で特徴的な種

季節的な変化を見せる植物群落の構成種で特徴的な種

高山・亜高山や湿原等に生育する植物は、春から秋にかけて開花する種などが変わっていくことにより、群落全体の色が変化していく。また、例えば春植物のように、森林の林床に群落を形成し、その季節を代表するような景色を成す植物がある。本基準では、そのような一定のまとまりをもった群落の構成種のうち、特徴的な種を選定する。

例：ハクサンイチゲ、チングルマ、ヤナギラン、ゼンテイカ、ミズバショウ、カタクリ等

注) なお、本方針策定以前の選定理由⑥は「景観構成に主要な種」であったことから、「季観を構成する特徴的な種」に該当しない種も選定されている。それらについては、選定基準の⑥では選定せず、⑧で選定する。詳細については選定基準⑧を参照。

⑦園芸業者、葉種業者、マニア等の採取対象となる種

⑦園芸業者、葉種業者、マニア等の採取対象となる種

商品的価値がある種又は収集の対象となる種

業者やマニア等による採取の対象になりやすく、これらの行為により風致の維持や生物多様性の保全に支障を及ぼすおそれがある種を選定する。

⑧その他各公園の実情に応じて選定する種

⑧その他各公園の実情に応じて選定する種

選定基準①～⑦で選定されないが、学術的な観点や公園利用の観点、その他により各公園で特別に選定する必要がある場合に、本基準で選定する。

選定にあたっては、選定理由を示す。

選定する種の例としては下記が考えられる。

- ・タイプロカリティ

タイプロカリティ（基準標本産地）とは、生物の新種の記載をした際に根拠となったタイプ標本（基準標本）を採取した場所をいう。

他の選定基準に該当せず、タイプロカリティであることのみで選定する場合は、その地域を特徴づける種であるなど、選定対象として適当であれば選定してもよい。

- ・群落の主要な構成種ではないが、多くの公園利用者の鑑賞の対象となる植物や、常緑の裸子植物やシダ植物で風致の構成に主要な種

上記に該当する種は、本方針策定以前の選定理由⑥「景観構成に主要な種」で選定されていることが多い。選定基準⑥を「季観を構成する特徴的な種」と改め季節的な変化を見せる植物群落の構成種で特徴的な種に限って選定することにしたので、それに該当しない上記のような種は選定基準①～⑦のいずれかに該当する場合は、その基準で選定し、①～⑦のいずれにも該当しないが、選定する必要がある場合は⑧により選定することとする。

<指定植物リスト（案）の様式に例示した種についての補記>

- No. 2 ハマナデシコ … 和名にフジナデシコも使用されるため、別名として表記した例。
- No. 3 ハコネトリカブト … グリーンリストではヤマトリカブトに含めているが、地域的にみられる風衝地型でよく知られた種であること等の理由から、ヤマトリカブトの変種として認める見解を採用した例。
- No. 4 シモツケソウ … 当該地域にシモツケソウ、アカバナシモツケソウの両種があるが、果期以外の区別が困難な場合があること等の理由から、変種のアカバナシモツケソウも含めて表記した例。
- No. 5 タカネグンナイフウロ… グンナイフウロは公園内に生育しない等の理由から指定の対象とせず、グンナイフウロの高山型の品種であるタカネグンナイフウロのみを指定する例。
- No. 6 ハコネオトギリ … 和名にコオトギリも使用されるため、別名として表記するとともに、地域的に生育している品種クロテシコオトギリを含めて表記した例。
- No. 7 シロドウダン … シロドウダンの品種ベニドウダンや、かつて変種関係や独立種とされ現在はベニドウダンと区別されないチチブドウダンを含めて表記した例。
なお、グリーンリストでは自動名で品種名 (f. *cernuus*) が付してあるが、この場合ベニドウダンを含めるために自動名は付さずに学名を表記している。
- No. 8 チシマギキョウ … チシマギキョウの白花としてよく知られた品種であるシロバナチシマギキョウを含めて表記した例。